

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22

県北都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
〔県北都市計画区域マスタープラン〕  
(素案) 平成25年11月時点



花咲く桃畑から吾妻小富士の種まきうさぎを望む

# 目 次

1

2	<b>1. 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
3	1) 対象区域 .....	1
4	2) 目標年次 .....	1
5	<b>2. 都市計画の目標</b> .....	<b>2</b>
6	1) 都市の現状と課題 .....	2
7	2) 都市づくりの理念 .....	5
8	3) 当都市計画区域の広域的位置づけ .....	11
9	4) 保全すべき環境や風土の特性 .....	12
10	<b>3. 区域区分決定の有無</b> .....	<b>13</b>
11	1) 区域区分の有無とその理由 .....	13
12	2) 区域区分の方針 .....	14
13	3) 市街化区域の規模 .....	14
14	<b>4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>15</b>
15	1) 主要用途の配置方針 .....	15
16	2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針 .....	16
17	3) 市街地における住宅建設の方針 .....	17
18	4) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針 .....	17
19	5) 市街化調整区域の土地利用の方針 .....	18
20	<b>5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>19</b>
21	1) 交通施設 .....	19
22	2) 下水道及び河川 .....	23
23	3) その他都市施設 .....	24
24	<b>6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>26</b>
25	1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	26
26	2) 市街地整備の目標 .....	26
27	<b>7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針</b> .....	<b>27</b>
28	1) 基本方針 .....	27
29	2) 主要な公園緑地の配置方針 .....	27
30	3) 実現のための具体の都市計画制度方針 .....	29
31	4) 主要な公園緑地の確保目標 .....	30

32

1 1. 基本的事項

2  
3  
4  
5  
6

1) 対象区域

本都市計画区域は、福島市、伊達市、伊達郡桑折町、同国見町の、各行政区域の一部により構成される35,096haである。

区分	市町村	範囲	規模
県北都市計画区域	福島市	行政区域の一部	22,874ha
	伊達市	同	7,222ha
	桑折町	同	2,400ha
	国見町	同	2,600ha
合計	2市2町		35,096ha

7  
8

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成22年度を基準とし、概ね20年後の平成42年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成32年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- - ・ 都市的土地利用の規模
  - ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
  - ・ 主要な緑地の確保目標

21

## 2. 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### ① 広域的視点から見た現状と課題

本都市計画区域は、福島県中通り地方の北部に位置し、南北約 35km、東西約 15km と細長く、本区域中央に位置し県庁所在地である福島市は、仙台市から約 80km の距離にある。

西は奥羽山脈に連なる吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた盆地状の地形をしており、南北に阿武隈川が流れている。市街地の周辺部は、もも・なし・りんごなど果物の一大生産地であるなど農業が盛んであり、那須火山帯に属している奥羽山脈があるため、多くの温泉にも恵まれている。

江戸時代には、年貢米を江戸へ運ぶために阿武隈川を利用した舟運が行われ、福島河岸には福島藩・幕府・米沢藩の米蔵が設けられた。また、伊達郡、信夫郡（現在の伊達市、伊達郡、福島市）の蚕種が江戸幕府から奥州本場の銘（登録商標）を得るなど、古くから養蚕や生糸作り等が盛んな地域として全国的にもその名が知られ、生糸・羽二重市場が常設されるなど、全国からの商人によりにぎわいを見せた。福島市はそれら製品の集散地として発展し、東北初の日本銀行出張所が開設されている。

このような地勢・歴史をもつ本都市計画区域は、県北地域生活圏の中心としての役割を果たしている。特に、福島県庁や国の行政機関のおかれている福島市を中心に、行政機能、工業団地等の産業基盤、大学・美術館・病院等の教育・文化・医療等の都市機能が集積しており、本県の文化・産業・経済をリードする役割が期待されている。そのため、高次都市機能のさらなる集積を促進するとともに、街なかの魅力とにぎわいを創出し、都市の魅力を一層高めていく必要がある。

伊達市、桑折町、国見町の周辺都市は、それぞれが地域の生活を支える拠点として、医療・福祉・商業等の生活支援機能の充実を図ることが必要である。

また、これらの都市は、通勤、大学・高校等への通学、高度医療機関への通院等において福島市との関係が強くなっていることから、幹線道路の整備や鉄道等の交通網の充実により、本都市計画区域内の連携を強化することが必要である。

広域的な連携・交流としては、東西方向に比べ地形的に緩やかな南北方向の交通基盤の整備が進んでいることから南北の交流・連携は盛んであるが、地形的に厳しい山形県や相双地方がある東西方向は盛んとはいえない。それらを支える社会基盤の強化が課題となっていたが、東北中央自動車道の整備により、広域的な連携・交流が促進され、産業・観光等の発展が期待される。

#### ② 土地利用に関する現状と課題

本都市計画区域の人口は、増加傾向が続いているものの、伸び率は鈍化しており、特に中心市街地や一部の郊外住宅団地等では、既に人口が減少局面となっている。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下、「東日本大震災」という。）や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）などの影響により若い世代を中心とした県外への人口流出や本都市計画区域内への浪江町や飯舘村など他市町村からの人口流動が大きくなっており、

1 今後の土地利用の動向に影響を及ぼすものと考えられる。今後、少子高齢化がさらに進  
 2 行すると予想されるなかで、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、市街地に発生  
 3 する空地や空き家の有効活用を図ることが必要となっている。

4 特に福島駅周辺等の中心市街地では、モータリゼーションの進展等を背景とした大型  
 5 店の郊外立地、公共施設の郊外移転等が進む一方、空き店舗や空き地等の増加、居住人  
 6 口の減少等、空洞化が進展している。このため、都市機能の再編、居住環境の向上、基  
 7 盤整備の推進等の一体的な取組みにより、商業・業務等機能の充実・強化、にぎわいや  
 8 街の魅力の再生を図ることが必要である。

9 製造業等の産業は、製造業従業者数が減少傾向にあり、製造品出荷額についても経済  
 10 状況が低迷している状況にある。このため、既存の工業団地での未利用地の活用を優先  
 11 的に図り、新たな工業用地の開発計画については、今後の工業用地需要を十分見極めて  
 12 対応する必要がある。

13 また、本都市計画区域の工業が地域経済を支える地場産業となりうるよう、異業種間  
 14 の技術交流や産学官連携が可能となるような柔軟な土地利用を検討する必要がある。

15 このようなことから、今後の土地利用にあたっては、農林業との健全な調和と自然環  
 16 境の保全を図りつつ、無秩序な市街地の拡大を防止し、都心部における多様な都市機能  
 17 の充実を図る一方、中心部と郊外部の既成市街地との連携と共生や、近年の人口減少や  
 18 少子高齢化等、社会経済状況の変化を踏まえ、コミュニティの維持が困難となってきて  
 19 いる郊外部の既存集落の維持・再生を図るなど、地域が有する多様な歴史、風土、文化  
 20 等を活用したコンパクトで効率的なまちづくりを進める必要がある。

21 本都市計画区域の郊外部には、特産品であるもも・なし・りんご等の豊かな果樹地帯  
 22 が広がり、その背後には奥羽山脈や阿武隈高地の山並みが広がり、本都市計画区域の特  
 23 徴づける美しい田園景観を形成している。これらの良好な田園景観は、奥羽山脈や阿武  
 24 隈高地の山々や信夫山、阿武隈川等の河川等、豊かで良好な自然環境とともに保全を  
 25 図ることが必要である。

### 26 ③ 都市施設に関する現状と課題

27 本都市計画区域の交通網は、南北方向に東北新幹線や東北自動車道、一般国道4号等  
 28 が整備されているが、東西方向である山形県や相双地域等への連絡機能が弱いため、そ  
 29 れら地域との連携・交流を促進する交通ネットワークの整備が求められる。

30 主要幹線道路網は、一般国道4号、13号、114号及び115号が福島市中心部で交差し  
 31 ており、周辺市町村から福島市中心部に集中する自動車交通量を十分に処理できないこ  
 32 とから、市街地縁辺部における交通混雑の一因となっており、交通量の多い幹線道路の  
 33 機能強化を図る必要がある。また、東日本大震災では県内各所で道路の通行止めが発生  
 34 し、避難や物資の輸送に支障を来したことから、災害や救急医療等非常時における緊急  
 35 輸送路の確保等にも配慮した道路ネットワークの形成が求められる。

36 鉄道は、東北本線、阿武隈急行等が区域内を通過しており、区域内の移動のみならず、  
 37 隣接都市計画区域や仙台圏を含む通勤・通学を始めとした市民生活及び経済活動を支  
 38 える公共交通機関として、重要な役割を担っている。鉄道以外の公共交通では、福島駅を  
 39 中心にバス交通網が形成されているほか、デマンド型乗合タクシーが地域の足として運  
 40 行されている。今後、高齢社会が進行する中で、公共交通の役割はますます重要となる  
 41

1 ため、公共交通の維持・充実が求められる。

2 河川については、多様な生物が生息できるよう公共下水道等の整備・普及により、  
3 一層の水質の向上を図るとともに、氾濫被害や内水浸水被害等のある場所では、総合的な  
4 治水対策を進める必要がある。また、東日本大震災では県内各所で下水道マンホール浮  
5 上や管渠のたわみといった被害が発生し汚水の流下機能が停止したことから、災害に強  
6 い下水道整備が求められる。さらには、荒川や松川等の土砂災害対策として砂防施設等  
7 の整備を推進する必要がある。

8 東日本大震災では、県内各所で多くの公園が一次避難の場所や防災活動の拠点となり  
9 災害時における公園が本来持つ役割を果たしたことから、今後も適切な維持・管理を行  
10 う必要がある。

11 本都市計画区域には、処理施設、市場、火葬場等様々な都市施設が設置されている。  
12 しかし、老朽化した都市施設の中には、環境負荷軽減の対応が求められる施設がある等、  
13 設備の近代化や機能のより一層の向上等が課題となっている。

14 都市施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮しつつ、  
15 安全で快適な歩行空間の形成や高齢者・障がい者等の移動の円滑化等への対応に加えて、  
16 誰でも使いやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりが必要である。

#### 17 18 ④ 市街地開発事業に関する現状と課題

19 これまで市街地開発事業については、人口増加の受け皿として新たな市街地開発を目  
20 的に、郊外の丘陵地や市街地周辺部の農地等で多く実施されてきた。

21 今後は、人口の減少や市街地内の動向を踏まえ、既成市街地を中心に都市機能の再整  
22 備を検討する必要がある。

23 なお、事業手法等の選定にあたっては、民間活力の導入や複数事業の同時施行等につ  
24 いても検討が必要である。

#### 25 26 ⑤ 自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

27 本都市計画区域の西部には、磐梯朝日国立公園の一角を占める吾妻連峰の雄大な山並  
28 みが広がり、飯坂・土湯・高湯等の温泉資源も分布している。区域内部にも、緑豊かな  
29 信夫山、阿津賀志山等の里山、さらに白鳥が飛来する阿武隈川とその支流の荒川、松川、  
30 摺上川、広瀬川等の川々等、地域の人々に親しまれている身近な自然がある。また、全  
31 国有数の果樹生産地帯として、もも・なし・りんご等の果樹園が広がっている。東部に  
32 は、地域の里山として親しまれる阿武隈高地がなだらかに広がっている。

33 市街地から西側を望んだ時に見える、緩やかに広がる扇状地越しの吾妻連峰の雄大な  
34 山並みは、四季折々の表情を持ち、故郷の原風景として地域の人々の心に刻まれている。  
35 こうした原風景を後世に伝えていくため、中山間地域の自然環境や多面的な機能の維持、  
36 優良な農地の保全を図る必要がある。また、必要に応じて建築物の高さ制限等を行い、  
37 豊かな自然景観の保全、良好な街なみ景観の形成を図ることが必要である。

38 一方、市街地内の公園については、適正な公園の配置について検討することが必要で  
39 ある。また、信夫山や阿武隈川等の身近な自然については、地域の人々がより親しめる  
40 ように、レクリエーションや体験学習の場として活用していくことが必要である。

1  
2 **2) 都市づくりの理念**

3  
4 **2) - I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理**

5  
6 本県では、人口減少や少子高齢化の進行等都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に  
7 対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくりビ  
8 ジョン」を策定した。今後、このビジョンを、都市計画区域マスタープランの見直しや都  
9 市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民等、都市づくりに  
10 関わる多くの関係者とともに、持続的な取り組みを進めることをめざす。

11 県内の全ての区域において、都市づくりの前提となるものであり、「新しい時代に対応  
12 した都市づくりビジョン」における本県の都市政策における基本理念・基本方針を以下に  
13 示す。

14  
15 **□ 基本理念**

16  
17 **(背景)**

- 18 ○都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財  
19 政上の制約等大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一  
20 定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。
- 21 ○これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成され  
22 てきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化  
23 しており、特に地方都市において深刻となっている。
- 24 ○本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検  
25 証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推  
26 進していくことが求められている。
- 27 ○今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもっ  
28 て、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

29  
30 **(基本認識)**

- 31 ○都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能  
32 を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村等都市周辺の田園地域等  
33 は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・  
34 文化の継承等多面的な機能を有している。
- 35 ○本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地  
36 域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視  
37 点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。
- 38 ○本県は、核となる4都市(福島・会津若松・郡山・いわき市)、周辺都市、町村、集  
39 落など規模や特性の異なる都市が段階的なつながりを有しており、これらの実態を  
40 踏まえながら、それぞれが、規模や特性に応じたコンパクトなまちづくりを進めて  
41 いく必要がある。

- 1 ○本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中  
2 中で、多様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきか  
3 けがえのない財産という認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。  
4 ○田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における  
5 情報、産業、教育、アミューズメント等、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触れ  
6 合えるような関係を構築していくことが重要である。  
7 ○都市及び田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を  
8 活発化し、それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や  
9 田園地域等の幅広いネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りなが  
10 ら、にぎわいと魅力のある持続可能な共生社会を目指していく。

11  
12  
13 (基本理念)

- 14 ○以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基  
15 本理念とし、県民や事業者、市町村等様々な主体と一体となって、本理念の具体化  
16 及び継承に取り組む。

17  
18  
19 □ 基本方針

20  
21 本県がめざす都市づくりは、次の3つの基本方針の下に推進していく。

22 ○都市と田園地域等が共生する都市づくり

23 広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成  
24 している現状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力  
25 を一層高めていくため、都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推  
26 進する。

27  
28 ○地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

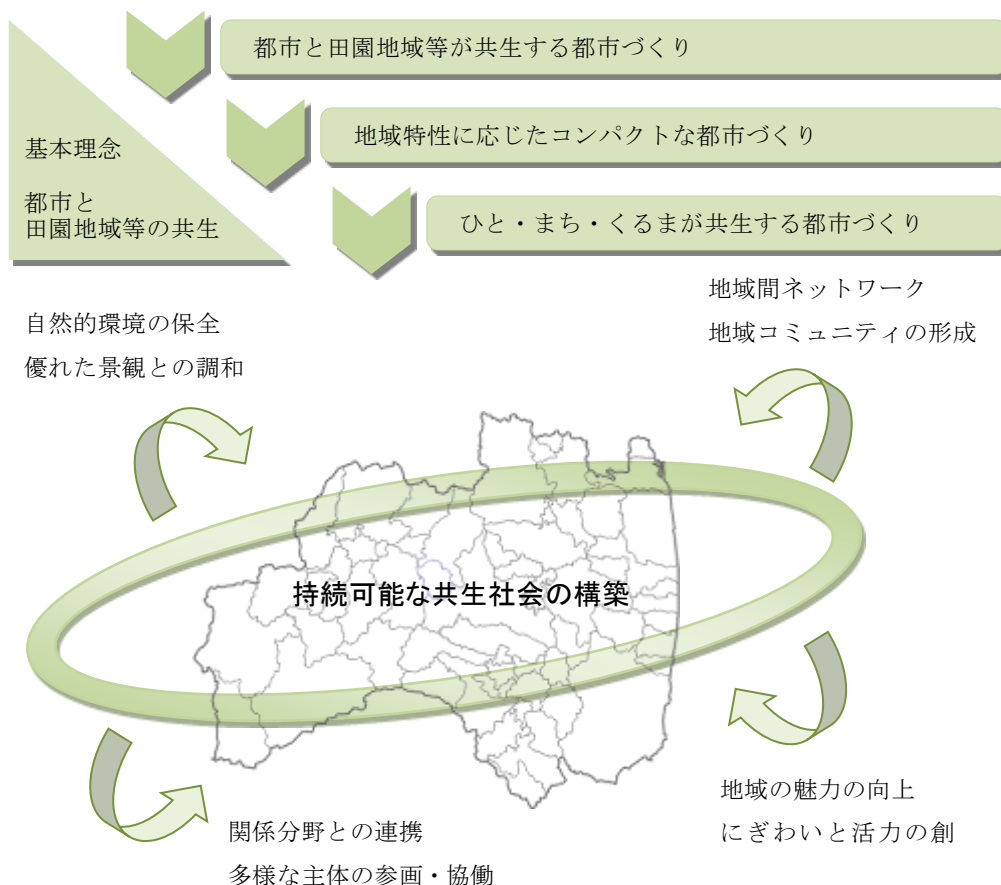
29 人口の減少など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性  
30 のみが重視された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集  
31 約型の都市を実現するため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づく  
32 りを推進する。

33  
34 ○ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

35 今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した  
36 生活環境の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場  
37 となる「まち」を一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する  
38 都市づくりを推進する。



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41



□震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に大きな被害をもたら  
し、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射能汚  
染による影響を受け、今なお多くの県民が県内外での避難生活を続けている。

県は、大震災等からの 1 日も早い安定した県民の生活再建を図るため「福島県復興計画」を  
策定し、除染による県土の環境回復を行うとともに、生活再建、未来を担う子ども・若者の育成、  
農林水産業の再生、産業の集積による雇用の確保、沿岸部での「多重防御」や災害に強い都市  
づくりなど、「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、復興の主体である地域・市町村等ととも  
に全力で取り組んでいく。

震災を踏まえた緊急的対応として、避難生活を続けている方々の生活再建を支援するため、  
雇用、医療・福祉等に配慮しながら、復興公営住宅の整備等による生活環境の確保やコミュニテ  
ィの再生など、避難先において安心して生活できるまちづくりに取り組む。

長期的には、本都市計画区域マスタープランを都市の将来像として掲げ、再生可能エネルギ  
ーや医療関連など新たな産業の集積等による活力と賑わいのあるまちづくり、大規模災害を考  
慮した安全・安心な災害に強いまちづくり、地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくり  
などを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取  
り組む。

また、原子力災害により長期間帰還困難となった地域については、帰還を前提とした復興ま  
ちづくりを進めるために都市計画の見直しを検討する。

1  
2 **2) -II 本都市計画区域の都市づくりの理念**  
3

4 本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の  
5 都市づくりの理念を次のように定める。  
6

7 **県北都市計画区域における都市づくりの理念**

8 **「活力にあふれ、豊かな自然環境と共生する、学術・文化都市」**  
9  
10

11 **■にぎわいのある都市づくり**

- 商業業務機能、居住機能等が集積し多様な顔を持つ市街地に、若い人が集まり、子どもやお年寄りの笑顔が絶えない都市づくり
- 福島市、伊達市、桑折町、国見町の、各市街地が、お互いに関連を持つ都市として連携することで、魅力を高めあう都市づくり

12 **■市街地と豊かな自然・田園が調和した都市づくり**

- 吾妻連峰の雄大な山並み、もも・なし・りんご等の果樹園が織り成す田園風景、阿武隈川や信夫山等親しみのある身近な自然等、多様な自然とともに育む都市づくり
- 地域の人々の心に刻まれた原風景を後世に継承する都市づくり

13 **■学術・文化機能を生かした都市づくり**

- 福島大学や県立医科大学等の学術研究機能、県立美術館や県立図書館等の文化機能等の高次都市機能が強化され、都市計画区域内外の人が利用しやすい都市づくり

1 ① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

2 本都市計画区域においては、吾妻連峰や丘陵状の阿武隈高地などの山々、阿武隈川を  
3 始めとする川等が、地域を特徴づける重要な要素となっている。これらは、優れた自然  
4 環境、野生生物の生息地であるとともに、緑に囲まれた都市景観の提供等、多面的な機  
5 能を有しており、後世に継承すべき財産として位置づけ、適正に保全することを基本と  
6 する。

7 なお、阿武隈川とその支流は、流域全体にかかわる貴重な水資源であり、上下流域が  
8 一体となった水環境の保全に取り組む。

9 もも・なし・りんご等の果樹は、本都市計画区域を代表する特産物であり、また、農  
10 地は農業基盤をなすものであるほか、生産活動を通じて県土を維持する機能、里山や田  
11 園風景、農業を生かした交流の促進等、様々な役割を果たすものであり、今後とも保全  
12 を図る。

13 これらの本都市計画区域を特徴づけている自然及び農地の保全を図るため、市街地の  
14 無秩序な拡散を抑制し、都市機能が集積した拠点間及び田園集落が連携した集約型都市  
15 構造への転換を図るものとする。

16  
17 ② 安全で安心できるまちづくりの推進

18 住民の生命と財産を守り、安心して住み続けることのできる都市を形成するため、治  
19 水・治山事業等の防災対策や急傾斜地対策、下水道整備を進め、災害の予防に努める。

20 災害発生時に、避難場所や広域防災拠点となる公園や広場の整備を推進するとともに、  
21 避難路となる幹線道路や緑道の整備、緊急車両や物資の輸送を確保するためのネットワ  
22 ークの確保に努める。都市機能及び人口が集積する福島市の中心市街地は、防火地域及  
23 び準防火地域の指定により建物の不燃化を促進し、震災時等の火災の延焼による被害の  
24 拡大を抑制する。

25 安全で安心できるまちづくりの推進には、住民の自主防災意識の醸成が必要であるこ  
26 とから、ハザードマップの整備等により、危険地域についての情報の周知徹底を図ると  
27 ともに、住民と行政の連携の強化を図るものとする。

28  
29 ③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

30 本都市計画区域は、南北方向に東北自動車道や一般国道4号、東北新幹線、東北本線  
31 等が通り、二本松・本宮、県中地方及び宮城県と連携しており、今後もより一層の連携・  
32 交流の拡大に努める。

33 一方、東西方向は吾妻連峰や阿武隈高地等により隔てられており、優れた自然環境の  
34 保全に配慮しつつ、東西方向の広域連携の形成により、山形県や会津、相双地方との交  
35 流の促進を図るものとする。

36 本都市計画区域は、圏域拠点である福島市中心部を始め、地域拠点や学術研究拠点等  
37 多様な拠点地区を有しており、既存の社会基盤を有効に活用しながら拠点間の連携の強  
38 化を図る。また、拠点地区と田園や丘陵部に点在する集落地区とのネットワークの形成  
39 を図り、都市部と田園地域等の交流の促進を図るものとする。

1           ④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

2           本都市計画区域においても、人口減少や少子高齢化がさらに進行することが予想され、  
3           特に中心市街地や市街地の外縁部、郊外住宅団地、田園地域内の既存集落等では、それ  
4           らの進行が顕著となっている。また、東日本大震災や原子力災害などの影響により若い  
5           世代を中心とした県外への人口流出や県内での人口流動が大きくなっている。これらを  
6           背景に、地域の伝統文化や自然環境の保全、地域の相互扶助などを支えてきた地域コミ  
7           ュニティの維持が困難となってきた。そのため、安全で安心して生活できる居住地  
8           の形成に向け、それぞれの居住地の特性を生かしたコミュニティの維持・再生が大きな  
9           課題である。

10          このような状況を踏まえ、市街地部においては、高い利便性を生かし、多様なライフ  
11          スタイルを受け入れる良好なコミュニティの形成を進め、日常生活での住みやすさや防  
12          災面での地域力の向上に努める。田園地域等では、豊かな自然や田園風景といった優れた  
13          資源を有効に活用するとともに、各地域の特徴や個性を守り発展させ市街地部との連  
14          携・交流を図ることでコミュニティの再生に努める。また、市街化調整区域では、必要  
15          に応じ、地区計画などの仕組みを活用することで、既存集落の維持や再生を図っていく。

16  
17          ⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

18          福島市の中心市街地は、県北広域都市圏の圏域都市拠点として、商業、教育、文化、  
19          医療・福祉、広域行政等、多様な都市機能の充実を図るものとする。

20          伊達市等の中心市街地は、商業・業務や医療・福祉等の都市機能の維持・充実を図り、  
21          周辺の田園地域を含めた、生活を支える拠点として形成する。

22          また、街なみや歩行空間の整備を図るとともに、様々な資源を有効に活用しながら、  
23          商店街やまちづくり団体等の多様な主体と行政が連携し、魅力ある商業空間やにぎわい  
24          の創出に努め、市街地の活性化や交流人口の拡大を図るものとする。

25          なお、これらにおいては、市街地周辺部等への無秩序な拡大を防止し、まとまりのあ  
26          る市街地の形成を図るものとする。

27          産業基盤の形成については、東北自動車道及び整備中である東北中央自動車道、東北  
28          新幹線といった広域交通体系の利便性や大学等の学術研究機関の集積を生かした産学官  
29          の連携に努めるとともに、本都市計画区域を代表する地域資源である、もも・なし・り  
30          んご等の果樹を活用した農商工連携など、多様・広域的な連携を促進し、産業の活性化  
31          に努めるものとする。

32          また、県立医科大学を中心として、医療福祉機器や創薬等の研究開発を推進する環境を整  
33          備し、医療関連産業の集積や振興を図るとともに、再生可能エネルギーなど、新たな需要や  
34          雇用が期待できる産業の集積を図るものとする。

35  
36          ⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

37          地球温暖化の進行を緩和するため、温室効果ガスの発生抑制及び温室効果ガスの吸収  
38          源である緑の保全・創出、エネルギーの効率的な利用を図り、環境負荷の少ない低炭素  
39          型のまちづくりの推進に努める。

40          特に、今後人口減少が予測されており、無秩序な市街地の拡散を抑制するとともに、圏  
41          域拠点や生活拠点等への都市機能の集積を促進し、コンパクトで効率的なまちづくりを進

める。また、各拠点間を結ぶ効率的な道路整備による渋滞の抑制や利便性の高い公共交通体系構築により、過度に自家用車に依存しない移動手段の検討を進めるなど温室効果ガスの抑制に努める。

市街地内での公園・緑地の整備推進、民有地の緑化の促進に努めるほか、市街地を取り囲む山林、農地等の自然環境の保全を図る。

なお、農地への復元が困難な耕作放棄地等については、太陽光・風力発電等による土地利用の促進を図る。

### ⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

都市施設は、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するものであり、既存の施設を有効活用しながら、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して整備を進める。

道路等の交通施設については、広域ネットワーク及び都市計画区域内のネットワークの形成、効率的な市街地内の交通処理、良好な都市環境の形成等の観点から、計画的な整備を進める。

レクリエーションや憩いの場、災害時の防災拠点となる公園、都市の汚水・雨水を処理する大切な機能を担っている下水道は、防災機能の強化や耐震性の向上を図りながら、計画的に整備を推進する。

また、都市生活に必要な不可欠なごみ焼却場、火葬場、市場等については、施設の機能更新を見すえながら、適切に配置する。

なお、施設整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮するとともに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、地域住民の参加・協力のもと、ユニバーサルデザインの理念に基づき、時代に対応した都市施設の整備に努める。

さらには、地域の防災性の向上に対して各施設が果たすべき役割を十分考慮しながら、災害に強い都市施設整備を進める。

## 参考 附図 1 都市構造図

### 3) 当都市計画区域の広域的位置づけ

本都市計画区域は、県北広域都市圏の圏域拠点である福島市を有し、区域内のみならず広域圏内の二本松本宮都市計画区域、川俣都市計画区域、霊山都市計画区域に対し、通勤・通学を始め、文化・医療など多様な都市機能を担っている。なお、福島大学や県立医科大学等の学術研究機能、県立美術館や県立図書館等の文化機能等の多様な高次都市機能が集積している。また、東北自動車道、東北・山形新幹線、一般国道4号等の交通体系の整備により、首都圏や隣接する宮城・山形両県と短時間で結ばれているほか、東北中央自動車道の整備により相双地域や山形県との連携強化が期待される。

今後も、高次都市機能や工業等の集積を生かし、活力ある都市活動や産業、にぎわいのある人々の交流の創出に努める。

## 参考 附図 2 広域都市圏構造図

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15

#### 4) 保全すべき環境や風土の特性

本都市計画区域は、西に吾妻連峰の山々(標高 1,000~2,000m)、東になだらかな地形の阿武隈高地、そして中央に阿武隈川が流れ、その流域を中心として信達平野(福島盆地)が広がり、地形上大きく3つの地域に分けられる。吾妻連峰の山々は、地質・地形・気候等の影響から、貴重な動植物等自然環境に恵まれており、磐梯朝日国立公園に指定されている。

福島盆地は、扇状地や台地・段丘が発達し、西から東へ向けて緩やかに傾斜し、果樹を主体とした県内有数の農業地帯となっている。その中を流れる阿武隈川や、合流する摺上川など大小様々な河川は、都市内に潤いを与えるとともに、野生生物の生息地となっている。

また、1,000mを越える吾妻連峰などの山岳と阿武隈川沿いの平野のコントラストは、本区域の特徴的な景観となっている。これらは、次世代へ引き継ぐべき資源として、保全を図っていく。

1 **3. 区域区分決定の有無**

2  
3 **1) 区域区分の有無とその理由**

4 **① 区域区分の有無**

5 本都市計画区域では、区域区分を定める。

6  
7 **② 判断理由**

8 本都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然  
9 環境との調和と保全を図るため、昭和45年に区域区分を決定し、以来5回の見直しを  
10 経て現在に至っている。この結果、良好な住宅地や工業地の形成に一定の効果をもたら  
11 した。

12 近年、人口は減少局面に入っており、この傾向は今後加速するものと予想されるとと  
13 もに、東日本大震災や原子力災害などの影響により、人口流動が大きくなっているが、  
14 本県中通り北部の拠点として大規模な開発や郊外への無秩序な市街地の拡大は引き続き  
15 懸念される。さらに、空洞化の進む中心市街地の活性化や、少子高齢化、生活様式の多  
16 様化に対応した市街地の再構築も必要になっている。

17 また、市街地の周辺には優良な農地が広がり、これらは、食料生産の基盤であるにと  
18 もに、豊かな自然環境、良好な景観を構成する要素となっている。

19 これらの自然環境と調和した土地利用を図り、引き続き適正な土地利用コントロール  
20 を行う必要がある。

21  
22 以上の理由により、県北都市計画区域においては、区域区分を定めることとする。  
23

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25

**2) 区域区分の方針**

① 市街化区域及び市街化調整区域における人口及び産業フレーム

ア. 概ねの人口

本都市計画区域における将来の人口は、次のように想定する。

	平成 22 年	平成 32 年
都市計画区域内人口	約 350 千人	約 330 千人
市街化区域内人口	約 249 千人	約 236 千人

※市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする

イ. 産業の規模

本都市計画区域における産業の規模は、次のように想定する。

		平成 22 年	平成 32 年
製造品出荷額（億円）		11,622	13,942
商品販売額（億円）		9,086	9,185
就業者数（人）※		186,200	175,500
種別	第一次産業（人）	14,800	11,700
	第二次産業（人）	47,200	41,800
	第三次産業（人）	124,200	121,900

※分類不能含む

② 市街化の方針

本都市計画区域においては、将来的には人口は減少に転じると見込まれることから、現行の市街化区域を維持することを基本とする。

また、市街化調整区域内に開発された住宅団地における良好な居住環境を維持するため、必要な規制・誘導を行う。

**3) 市街化区域の規模**

概ね 10 年後の市街化区域の規模を次のとおりとする。

	平成 16 年告示面積	平成 32 年
市街化区域の面積	約 6,207ha	約 6,243ha

(注) 平成 32 年の市街化区域面積には、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積は含まないものとする



4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

① 商業業務地

ア. 中心商業業務地

福島駅東口周辺と一般国道4号、13号の沿線、並びに（都）中央幹線、（都）腰浜町町庭坂線に囲まれた既存の商業業務地は、本都市計画区域はもとより、本県の行政・商業の中心であり、県庁、市役所等の官公庁、デパート、金融機関、事務所等が集積している。今後も本地区の中心商業業務地として、多様な都市機能の集積を誘導し土地の有効利用を図る。

福島駅西口については、東口地区との連結強化を図りつつ、商業、業務、情報拠点としての土地利用を進める。

また、福島駅周辺の未利用地等については、商業・業務機能の一層の充実を図るため、情報機能や居住機能等も併せ持った複合的土地利用を進める。

イ. 一般商業地

中心商業業務地の周辺に関連する商業地を配置する。また、一般国道4号沿線の瀬上地区、（一）福島安達線沿道の松川地区、（主）福島飯坂線沿道の泉地区、（一）水原福島線沿道の大森地区並びに伊達市伊達地区、保原地区、梁川地区、桑折町及び国見町の中心地に日常の購買需要を賄う地区中心的な商業地を配置する。

中心商業地から放射状に延びる国道、県道等の沿道については、沿道サービス機能を高める配置とする。

福島市飯坂町の観光温泉施設が集積する地区は、観光商業地区として一層の土地利用を進めるため、その中心地に商業地区を配置するものとする。

② 工業地

本都市計画区域の主要工業は、電気・食料・金属・化学等であるが、これらの工場は交通の便のよい郊外部の優良な工業団地を中心に配置されている。造成の完了した福島市大笹生、瀬上、上名倉、岡島及び松川工業団地、伊達市の保原工業団地については、良好な生産環境の保持に努める。

また、既に工業地を形成している福島市太平寺、杉妻地区、奥羽本線笹木野駅周辺地区、一般国道4号沿線の清水町地区、（主）福島飯坂線沿線の泉地区、伊達市の梁川工業団地、桑折町の桑折工業団地、及び国見町北部の山崎工業団地については、特に周辺住宅市街地に配慮しつつ、操業環境の維持に努める。

なお、住居系、商業系等の工業系以外の建物の立地が進んでいる地区においては、周辺の土地利用との整合を図りつつ、工業以外の土地利用への転換を図る。

③ 流通業務地

東北自動車道福島西、福島飯坂、国見の各インターチェンジ付近並びにそれに接続する幹線道路沿道に流通業務地を配置するものとする。

1 ④ 住宅地

2 ア. 既成市街地内の住宅地

3 福島市の既成市街地のうち、中心部においては、都心居住の促進を図り、都市生活  
4 に便利な中心部に、より多くの人々が定住できるように努める。また、中心部の周辺  
5 並びに伊達市、桑折町及び国見町の既存市街地内においては、中低層の住宅地として  
6 良好な環境が形成されるよう努めるものとする。

7  
8 イ. 住工複合型住宅地

9 住工複合型地区(福島市太平寺、黒岩、笹木野、清水町地区)においては、土地利用の  
10 純化をめざすことを原則としつつ、地区の状況に応じた土地利用の規制・誘導を行うこ  
11 とにより、住宅以外の用途との調和に配慮しながら、良好な居住環境の向上を図る。

12  
13 2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

14 市街地における建築物の密度の構成に関する方針については、主要用途別に概ね次の  
15 とおりとする。

16  
17 ① 商業業務地

18 ア. 中心商業業務地

19 中心商業業務地については、県庁、市役所等の官公庁、デパート、小売店舗、金融  
20 機関、事務所等が集中し、マンション等の住宅も共存する地区である。このため、様々  
21 な都市機能がコンパクトにまとまった便利な市街地をめざし、既存の空き地の解消等  
22 を図り、低層建物も許容しながら中高層建物で高密度な利用を図る。

23  
24 イ. 一般商業地

25 一般商業地については、日常の購買需要を賄う地区中心的な商業地であり、コンパ  
26 クトにまとまって便利な市街地とし、また、周辺の住宅地の日照をあまり遮らないよ  
27 う、基本的に中低層建物で高密度な利用を図る。

28  
29 ② 工業地、流通業務地

30 ア. 郊外部の工業団地、流通業務地

31 郊外部の工業団地、流通業務地については、交通の便のよい優良な工業団地等を中  
32 心に配置されているため、従業員の駐車場、レクリエーション等のための広場、緩衝  
33 緑地等を確保し、基本的に低層建物で低密度な利用を図る。

34  
35 イ. 既存の市街地内の工業地

36 既存の市街地内の工業地については、周辺の住宅地に対する公害防止に配慮するも  
37 のとし、基本的に低層建物で中密度な利用を図る。

38  
39 ③ 住宅地

40 福島市の既成市街地のうち、中心部においては、安全で安心して住める市街地を整  
41 備し、高齢者用住宅の供給等により、都心居住の促進を図り、より多くの人々が定住

1 できるように努めるため、基本的には中高層建物で高密度な利用を図る。

2 中心部の周辺並びに伊達市、桑折町、国見町の既成市街地内においては、基本的に  
3 中低層で中密度な利用を図る。

### 4 3) 市街地における住宅建設の方針

6 少子高齢化の進行に伴い、住宅ストックの量的充足から、既存ストックの有効活用と  
7 質の向上へ転換を図るとともに、多様化する住民ニーズに対応しつつ、誰もが快適に暮ら  
8 せる良質な住まいづくりを促進する。

9 また、地域の恵まれた自然環境と調和した街なみの整備を推進する。

10 中心市街地は、鉄道やバス等の公共交通機関をはじめとして、自転車や徒歩によ  
11 り、多種多様な都市サービスを楽しむことができる生活利便性の高い都心居住を促進する都市型住  
12 宅地の形成を図る。

13 周辺住宅地区は既存の都市基盤ストックを活用しつつ、店舗や事務所等の住宅以外の  
14 用途との共存を図りながら、良好な居住環境の形成を図る。

15 郊外の大規模住宅団地では、高齢者のための住環境整備や空家の活用など、持続可能  
16 な地域づくりに努める。

17 他市町村からの避難者のための復興公営住宅の整備にあたっては、将来の都市づくり  
18 との整合を図りながら、良好な居住環境の形成を図る。

### 4 4) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針

#### ① 土地の高度利用に関する方針

23 福島駅東口の商業業務地区については、多様な都市機能の誘導を促進し、駅前地区と  
24 してふさわしい土地の高度利用を図るものとする。福島駅西口地区については、地区計  
25 画等による適切な誘導とあわせて高度利用を図るものとする。

26 また、官公庁施設の多く立地する杉妻町、五老内町付近については、土地の有効利用  
27 の観点から高度利用を図る場合にあっては、ゆとりと潤いのある良好な市街地環境を形  
28 成するため、十分な空地の確保に努めるものとする。

#### ② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

31 土地利用の推移及び今後の見通し、さらに都市施設の整備、面的整備等の状況を踏ま  
32 えて必要に応じて適切に用途転換及び用途純化を図るものとする。

33 特に用途転換については、周辺の土地利用との整合を図るとともに、その土地利用計  
34 画の実現をより確実にする施策を講じるものとする。

35 福島市の杉妻、郷野目、太平寺地区については、未利用地が多いものの工場と住宅が  
36 混在していることから、今後面的整備の動向及び工場の立地動向を踏まえ、住環境の保  
37 全を考慮して、一部地域の住系用途への転換及び各用途の純化について検討する。

38 福島駅周辺地区については、工場跡地などの低未利用地の活用を図り、用途転換を含  
39 め検討を行う。

40 なお、用途地域の変更を行うにあたっては、市町村都市計画マスタープランとの整合  
41 を図りながら、地区計画の設定等により既存の土地利用との調和を図ることを基本とす

る。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地においては、計画的な基盤整備や低未利用地の宅地化を推進し、郊外部においては、豊かな自然や周辺環境との調和を図りながら、地域特性を生かした快適でゆとりある住環境を創出する土地利用の促進を図る。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

良好な自然的環境の保全等を図るため、阿武隈川を始めとする河川、市街地中心部にある信夫山などの水辺空間や緑豊かな自然環境は、次世代に引き継ぐべき貴重な財産として保全する。このため、今後も風致地区の指定により風致の維持に努めるとともに、市街化区域内の緑地等の保全に努める。

5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域の市街化調整区域には、信達平野に広がる水田、畑及び樹園地の優良な農地が形成されており、かんがい排水事業やほ場整備事業が実施されている。また、福島西部及び伊達の2本の広域営農団地農道が本都市計画区域の農村地域を走っている。農地は農業基盤だけでなく、県土維持や農業を生かした都市との交流促進等、様々な役割を果たすものであることから、今後も保全に努める。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

洪水や土砂災害等のハザードマップ等を活用し、住民への情報の周知を徹底すること等により、洪水や土砂災害等の恐れがある区域の宅地化の抑制に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域の東部の山地部や阿武隈川及びその支川周辺一帯の区域については、都市の貴重な自然環境として位置づけ、保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

国見町の一般国道4号の沿線地区については、交通の利便性を生かした地域振興に資する土地利用を図る。

また、伊達市及び桑折町の市町境周辺における一般国道4号の西側沿線地区については、沿道土地利用を図るため、流通業務地としての検討を行うものとする。

既存集落や高速道路のインターチェンジ、駅周辺等、良好な居住環境の維持・保全及び適正な産業の誘導が必要な地区については、地区計画制度等を活用し、周辺環境と調和した土地利用を図る。

## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮しつつ、誰もが暮らしやすいまちをめざして、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

### 1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

###### ○広域的な連携軸の強化

本都市計画区域の交通網は、県内及び県外の主要都市を連絡する国県道等の道路網、JRや阿武隈急行の鉄道網が多く結節しているため、今後とも道路交通と鉄道等の公共交通との役割分担を図りながら、これらを体系的に整備していくとともに、本都市計画区域内の都市間相互の連結強化を図ることを基本方針とする。

高速交通体系は、南北軸に加え東西軸の強化を図るため、東北中央自動車道の整備を図るとともに、東北自動車道及び東北中央自動車道へのアクセス機能を強化していくものとする。

###### ○都市の軸の整備

本都市計画区域の交通体系の整備上骨格をなす道路交通施設整備については、現在の交通混雑の解消を図るとともに、福島市においては、環状交通網の充実を主眼として幹線道路網を適正に配置し、その整備を行うものとする。

都市内の幹線道路網は、現在放射状となっている国県道等の幹線に、一般国道13号福島西道路等環状となる幹線を計画的に整備し、交通体系の整備と都市機能の充実を図るとともに、沿道環境の保全、都市空間の形成にも十分配慮するものとする。

###### ○交通結節機能の強化

東北新幹線、山形新幹線、東北本線、奥羽本線、福島交通飯坂線及び阿武隈急行線により、都市内軌道交通の強化を促進するとともに、これら鉄道との交通結節機能を向上させる駅前広場の充実を図るものとする。

###### ○防災機能の強化

災害時において、高規格幹線道路や主要幹線道路は広域的な避難路や緊急輸送路として、また、主要幹線道路等に囲まれた区域内の幹線道路や区画道路は区域内での避難路や延焼遮断帯としての役割があることを十分考慮したうえで、地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を図るものとする。

1 ○人にやさしい環境づくり

2 歩行者空間については、高齢社会に対応し、誰もが安全で快適に移動できる交通  
3 環境を形成するため、歩行者空間の充実やユニバーサルデザイン等を推進する。ま  
4 た、緑化の推進など快適で潤いのある環境づくりを進める。

5 都市環境に配慮し自動車交通とその他の公共交通機関や自転車等の交通手段との  
6 適切な役割分担を図るため、自転車駐輪場、自動車駐車場、バスターミナル等の整  
7 備を推進する。

8  
9 ② 主要な施設の配置の方針

10 ア. 道路

11 本都市計画区域は県北広域都市圏の交通網の要衝であり、また、東北中央自動車道  
12 等の整備により都市間交通の増加が予想されるため、次の方針により道路網体系の強  
13 化を図るものとする。

14  
15 ○高規格幹線道路

16 広域交通需要に対応する高速ネットワークを充実するため、(都) 福島米沢線 (東  
17 北中央自動車道) 及び (都) 霊山桑折線 (東北中央自動車道) を位置づける。

18  
19 ○主要幹線道路

20 地域間交通を処理するため、一般国道4号、13号、114号、115号、34  
21 9号、399号及び県道福島保原線を位置づける。特に、福島南部地区については、  
22 福島大学、県立医科大学、蓬莱団地等と都心部とのアクセス強化や交通渋滞の緩和、  
23 交通の円滑化等を図るため、(都) 松川北矢野目線 (一般国道13号福島西道路南伸)  
24 を位置づける。

25  
26 ○幹線道路

27 都市内交通に対しては、福島市の環状線として、(都) 松川北矢野目線 (一般国道  
28 13号福島西道路)、(都) 方木田茶屋下線及び (都) 太平寺岡部線を位置づける。  
29 また、伊達市、桑折町及び国見町の市街地内の円滑な交通処理を図るため、幹線街  
30 路網を位置づける。

31 都心部の交通を円滑に処理するため、都心部道路として (都) 曾根田町桜木町線、  
32 (都) 矢剣町渡利線及び (都) 仲間町春日町線を位置づける。

33 周辺部からの市街地への流入交通等の地区間交通に対処するため、福島市の (都)  
34 腰浜町町庭坂線、(都) 栄町大笹生線、(都) 小倉寺大森線、(都) 北沢又丸子線、伊  
35 達市の (都) 大町北新井線、(都) 大館丹波塚線、(都) 幹線2号線、(都) 山城舘古  
36 町線、国見町の (都) 藤田板橋線を位置づける。

37 郊外部については、(都) 国道399号、(都) 平野大笹生線、(都) 町裏高取線を  
38 位置づける。

39 なお、長期にわたり事業の実施が行なわれていない路線については、現在の土地  
40 利用や交通需要をもとに、適正な交通網の見直しを図る。

1 **イ. その他の交通施設**

2 中心市街地の利便性を高めるために、自動車駐車場及び自転車駐輪場の整備を進  
3 める。また、自動車ターミナルを配置する。

4  
5 **○駅前広場**

6 自転車利用者の利便性の向上や公共交通機関との連携強化を図るため、福島駅西  
7 口駅前広場の再整備を図る。

8 近年の社会状況の変化に対応するため、桑折駅前広場北側の整備及びパーク・ア  
9 ンド・ライド駐車場の増設を都市計画道路網の見直しと合わせて、位置づける。

10 伊達市の、伊達駅及び高子駅周辺の交通結節機能の強化のため、駅前広場を位置  
11 づける。

12  
13 **○自動車駐車場**

14 中心市街地の駐車場については、適切な配置と利便性の向上を図るものとする。

15  
16 **○自転車駐輪場**

17 自転車利用の一層の利用促進を図るため、公共交通と連携した駅周辺への駐輪施  
18 設の配置等を検討する。

19  
20 **○自動車ターミナル**

21 高速交通体系を活用した、流通業務機能の集積を図るため、東北自動車道の飯坂  
22 インターチェンジ周辺に、トラックターミナルを配置する。

23  
24  
25 **参考 附図4 交通施設方針図**  
26

③ 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

【道路】

市町村名	路線名	備考
福島市	(都) 福島米沢線	東北中央自動車道
	(都) 松川北矢野目線	一般国道13号福島西道路
	(都) 太平寺岡部線	
	(都) 腰浜町町庭坂線	
	(都) 矢剣町渡利線	
	(都) 栄町大笹生線	
	(都) 曾根田町桜木町線	
	(都) 平野大笹生線	
伊達市	(都) 北沢又丸子線	
	(都) 霊山桑折線	東北中央自動車道
	(都) 中央線	一般国道349号
	(都) 梁川幹線	一般国道349号梁川バイパス
桑折町	(都) 幹線2号線	
	(都) 霊山桑折線	東北中央自動車道
国見町	(都) 福島国見線	一般国道4号
	(都) 福島国見線	一般国道4号

【駅前広場】

市町村名	路線名	備考
伊達市	伊達駅前広場	伊達駅
	高子駅前広場	高子駅
桑折町	桑折駅前広場	桑折駅

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。



2) 下水道及び河川

① 基本方針

ア. 下水道の整備方針

阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)の計画を基本に、市街化区域全域及び一部周辺部において下水道施設整備を推進し、生活環境の改善、水質保全、水環境の回復に資するとともに、汚泥の有効利用を図り、水と緑に囲まれた良好な都市環境の形成に努める。

また、合流式下水道区域における雨天時の対策として、堀河町終末処理場を含めた合流式下水道の改善を図る。

市街化区域の周辺部においては、生活排水による水質汚濁を防止するため、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽など効率的な処理方法により周辺環境の保全に務める。

なお、東日本大震災での被害を教訓に管渠の液状化対策や処理場等の耐震化といった災害に強い下水道整備を推進する。

イ. 河川の整備方針

都市における河川は、環境、景観、防災上非常に重要な役割を有している。水と緑のオープンスペースとして住民に潤いとやすらぎを与える場であり、これら自然環境の保全を図りながら、大雨等による河川被害から周辺住民の生命、財産を守るため、河川改修を推進する。

また、集中豪雨や都市化による流出量の増大に対応するため、中小都市河川の整備を総合的かつ計画的に推進する。

② 主要な施設の配置方針

ア. 下水道

阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)の事業推進を図るとともに、流域関連公共下水道事業の整備を進めるものとする。

市街地の内水による浸水対策としては、公共下水道の雨水渠により対応していく方針とする。

イ. 河川

阿武隈川や荒川、伝樋川等において、河川改修事業や砂防施設の整備を早期に推進するとともに、水害や土砂災害の防止に努めることとする。

都市緑地に位置づけられている荒川や松川を始め、地域の人々に親しまれている河川については、住民が身近に親しめる場として水辺空間の活用を検討する。

参考 附図5 下水道整備の方針図

③ 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア. 下水道

種 別		名 称
流域下水道		阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）
公共下水道	流域関連	福島市公共下水道（県北処理区）
		伊達市公共下水道（県北処理区）
		桑折町公共下水道（県北処理区）
		国見町公共下水道（県北処理区）
	単独	福島市土湯温泉町特定環境保全公共下水道（土湯処理区）

イ. 河川

種 別	名 称
一級河川	阿武隈川、荒川、松川、蛭川、八反田川、広瀬川、伝樋川、古川、東根川、須川、濁川

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

3) その他都市施設

① 基本方針

市民が健康で文化的な都市生活を営む上で欠くことのできないごみ処理施設、汚物処理施設等の供給処理施設、卸売市場や、学校等の中核的都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、施設の整備充実に努めるものとする。

② 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

都市施設として、福島ごみ焼却場、あらかわクリーンセンター、伊達地方清掃工場（伊達市、桑折町）を位置づける。

市民生活の向上及び生活様式の変化に伴うごみ量の増大とごみ質の多様化、高カロリー化、さらには環境負荷低減のため、施設の効率的な運営を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルを促進するものとする。

イ. 汚物処理施設

都市施設として、伊達地方衛生処理組合衛生センター、伊達地方衛生処理組合汚泥再生処理センターを位置づける。

なお、都市計画決定されていない施設を含め長期的に安定した汚物処理を行うことを目的に、施設の維持管理と再整備について調査・検討を進め、適切に都市計画に位置づける。

し尿処理は、地域の特性や経済性等によりその処理方法を決定するが、し尿処理は

1 下水道を基本とし、市街化区域については公共下水道及び流域下水道により、その他  
 2 の地域についてはその他の処理施設により整備を進めていくものとする。

3  
 4 **ウ. 卸売市場**

5 都市施設として、福島市中央卸売市場を位置づける。  
 6 流通形態の多様化や消費面における食生活の多様化等に十分対応しうるよう市場  
 7 機能の充実を図るとともに、施設の効率的な活用と適切な運営に努めるものとする。

8  
 9 **エ. 火葬場**

10 都市施設として、福島市火葬場、伊達市・桑折町・国見町火葬場協議会火葬場を位  
 11 置づける。

12 福島市火葬場は、施設・設備の老朽化や、周辺環境に配慮し、人にやさしい施設づ  
 13 くりを行うことから、現敷地の拡張を行い、施設利用者の利便性の向上に努めるもの  
 14 とする。

15  
 16 **オ. 墓園**

17 都市施設として、信夫山墓園、新山霊園を位置づける。適切な管理を行うとともに、  
 18 需要に応じた計画的な配置について検討を行う。

19  
 20 **参考 附図6 その他都市施設整備の方針図**  
 21

1 **6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針**

2 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくも  
3 のとする。

4  
5 **1) 主要な市街地開発事業の決定の方針**

6 本都市計画区域の市街化区域内においても、計画的市街化が進行せず未利用地等が残存  
7 している地区がある。この状況を踏まえ、計画的な市街地整備がなされていない地区につ  
8 いては、市街地開発事業等により公共施設の整備と居住環境の改善及び宅地の高度利用を  
9 図るとともに、計画的な土地利用を進め、整備・開発を一層推進し、遊休土地の有効利用  
10 を図り良好な住宅地の供給に資するよう努める。

11 特に、残存農地等未利用地については、地区計画の策定や開発許可制度の効果的な運用  
12 について検討を進め、民間活力の適切な誘導を図り、無秩序な市街化の防止と、良好な市  
13 街地の形成を図るものとする。

14 また、福島市中心市街地地区は、商業業務機能の強化を図るとともに、居住機能、公共  
15 公益機能、交流機能などの都市機能を整備するため、市街地開発事業などの導入を検討す  
16 る。

17  
18  
19 **2) 市街地整備の目標**

20 概ね10年以内に整備を予定する主要な地区については、次のとおりとする。

21

市町村名	種 別	地区名
福島市	市街地整備事業	福島都心中央地区

22  
23 注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。  
24  
25  
26

1  
2 **7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針**

3 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方  
4 針に基づくものとする。

5  
6 **1) 基本方針**

7 本都市計画区域は、吾妻連峰、阿武隈高地に囲まれた阿武隈川流域に広がる信達平野  
8 (福島盆地)に位置し、美しい山並みを背景にもも・なし・りんごなどのくだもの畑が  
9 織りなす田園風景、市街地を流れる河川など、豊かな自然資源が分布している。

10 これらは、動植物の貴重な生存空間であるとともに、水源のかん養、山岳観光レクリ  
11 エーションの拠点であるなど、多面的な機能を有しており、保全に努めていく。

12 また、公園などの緑地空間は、レクリエーションや地域の交流の場、また災害時の防  
13 災空間としても重要な役割を持ち、計画的な配置及び整備を図る。

14 なお、これらの自然的環境は、本区域の特徴となっている良好な自然景観や農業景観、  
15 都市景観を形づくる景観構成要素でもあることから、保全・充実を図っていく。また、  
16 必要に応じ建築物などの高さ制限などにより、良好な都市景観・自然景観の形成や保全  
17 を図ることを基本とする。

18  
19 **2) 主要な公園緑地の配置方針**

20 市街地周辺の広大な丘陵樹林地の緑を本都市計画区域の基盤として位置づけ、阿武隈  
21 川を始めとする各河川沿いの緑や、市街地中央の信夫山、弁天山等は都市開発の規制を  
22 継続するとともに、環境保全、レクリエーション、景観構成の拠点として配置し、避難  
23 地としても利用する。

24 市街地内には、日常レベルの環境保全、レクリエーション、景観構成、及び避難地と  
25 して公園緑地を配置し、緑のネットワークの形成を図るものとする。

26 また、区域内に点在する遺跡や遺構等を活用した公園の整備について検討を行う。

27  
28 **① 環境保全システムの配置方針**

29 自然生態系の保護、自然景観の保全緑地として、渡利地区一帯や蓬萊地区東部の斜面  
30 樹林地、飯坂地区周辺の斜面樹林地、阿武隈川・荒川・松川を始めとする河川の水辺や  
31 これらの河川に隣接する緑地を、都市内の水と緑のネットワークとして位置づける。ま  
32 た、桑折町の産ヶ沢川などでは、蛍の舞う良好な水辺空間の復元を図る。

33 郷土景観を有する緑地として、ランドマーク的な景観を構成している信夫山、大森城  
34 山、弁天山、館ノ山等の樹林地を保全する。

35 国指定の史跡文化財や社寺仏閣等の保全緑地として、社寺林及び二次林の保全・活用  
36 を図る。

37 市街地の背景となっている飯坂南部の摺上川河岸段丘の帯状緑地、県庁周辺の阿武隈  
38 川河畔、荒川に隣接する桜つつみ公園、松川沿いの桜並木等、河川に隣接する緑を環境  
39 保全システムに位置づける。

40 都市環境を向上・保全する緑地として、商業・業務・住宅・工業地等の各地区におい  
41 ては、地区の特性に応じて防災機能等を併せ持った緑地の整備を行う。

1           また、風致地区や地区計画の指定等により、今後も都市の良好な自然景観を維持し、  
2           都市環境の保全を図ることとする。

## 4           ② レクリエーションシステムの配置方針

5           住区基幹公園は、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能を考慮しながら配置し、  
6           本都市計画区域の広域性、多極性、あるいは地形上の特性等により、誘致圏の整合がと  
7           れない地区においては、都市基幹公園の整備に努めることによって、地区を越えた利用  
8           を図るものとする。

9           都市基幹公園については、総合公園を福島市の大森城山及び十六沼、伊達市（保原）  
10           に配置するとともに、桑折町、伊達市（梁川）に配置を検討する。なお、伊達市の保原  
11           総合公園については、運動施設等の機能充実について検討する。

12           また、近年の社会動向の変化に伴い、多様化かつ高度化する広域的なレクリエーショ  
13           ン需要の増大に対応する公園として、福島市のあづま総合運動公園を位置づける。

14           さらに、自然との身近なふれあいによる自然観察、自然教育等の機会を提供する公園  
15           として、信夫山等に風致公園を配置するとともに、農業と観光の一体化をテーマとした  
16           緑豊かな公園として、福島市農村マニユファクチャー公園（四季の里）を配置する。

17           市街地及び市街地周辺部の緑地については、住民の安全で快適な交流を促進する歩行  
18           者ネットワークとして整備するとともに、阿武隈川、荒川、松川、摺上川等の河川沿い  
19           の散策道やサイクリング道をレクリエーションネットワークとして配置する。

## 21           ③ 防災システムの配置方針

22           地震、火災などの災害時における安全性の確保を図るために、地域防災計画の一環と  
23           して避難場所を確保するものとし、住区基幹公園を一次避難場所に位置づける。

24           広域避難場所としては、信夫山公園、荒川運動公園などの都市公園などを位置づける。

25           避難路としては、各緑地を連絡し歩行者ネットワークの形成を図るため、広幅員の道  
26           路や緑道の配置を検討する。

## 28           ④ 景観構成システムの配置方針

29           本都市計画区域の市街地は斜面緑地と農地に囲まれていることから、市街地の背景と  
30           なる丘陵樹林地を積極的に位置づける。また、福島市の弁天山以南の丘陵樹林地、阿武  
31           隈川沿いの丘陵地、高子沼周辺、飯坂愛宕山北西部や半田山周辺、国見町北部の丘陵樹  
32           林地等は緑豊かな山並みを有しており、市街地の背景となる緑地として保全を図る。

33           福島市の日吉神社、愛宕神社、一盃森、伊達市の愛宕山等の社寺境内地の緑は、地元  
34           住民に親しまれ心象風景を構成する緑地として位置づけ保全を図る。

35           福島市の中央に位置する信夫山は、本都市計画区域のシンボリック景観を構成する緑地  
36           として位置づけ保全を図る。

37           本都市計画区域を流れる阿武隈川の阿武隈峡や、松川沿いの桜並木等の水と緑は、良  
38           好な都市景観を構成する貴重な資源として位置づける。

39           市街地及びその周辺には、季節感豊かな公園や散策道を良好な都市景観を構成する緑  
40           地として配置する。

1  
2  
3  
4

### 3) 実現のための具体の都市計画制度方針

都市公園施設として整備すべき緑地については、下表のとおりとする。

種類	種別	整備、保全方策（地域地区等を含む）
住区基幹公園	街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるような確保を図る。 （従来の目安は概ね500m四方に1箇所程度配置）
	近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるような確保を図る。 （従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度配置）
	地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用できるような確保を図る。（従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度配置）
幹都市公園	総合公園	福島市の大森城山公園、十六沼公園、伊達市の保原総合公園の3箇所の確保を図る。
	運動公園	運動公園として、福島市の森合運動公園の1箇所の確保を図る。
大規模公園	広域公園	広域公園として、福島市のあづま総合運動公園の1箇所の確保を図る。
緩衝緑地等	その他の公園緑地等	風致公園として、福島市の信夫山公園、舘ノ山公園、愛宕山公園、弁天山公園の4箇所の確保を図る。
		特殊公園として、福島市の宮畑遺跡史跡公園、福島市農村マニユファクチャー公園（四季の里）、の2箇所の確保を図る。
		墓園として、福島市の信夫山墓園、新山墓園の2箇所の確保を図る。

5  
6  
7  
8

また、良好な自然的環境の保全等を図るため、風致地区を指定するとともに、市街化調整区域内の緑地等の保全に努める。風致地区の指定は下表のとおりとする。

緑地名	整備、保全方策（地域地区等を含む）
風致地区	福島市の信夫山風致地区、阿武隈川風致地区、摺上川風致地区、舘ノ山風致地区の4箇所を保全する。

9  
10  
11

参考 附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図

1       **4) 主要な公園緑地の確保目標**

2       概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

3

4

5

6

7

8

市町村名	種 類	名 称
福島市	風致公園	信夫山公園
	特殊公園	宮畑遺跡史跡公園
伊達市	総合公園	保原総合公園

9       注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。



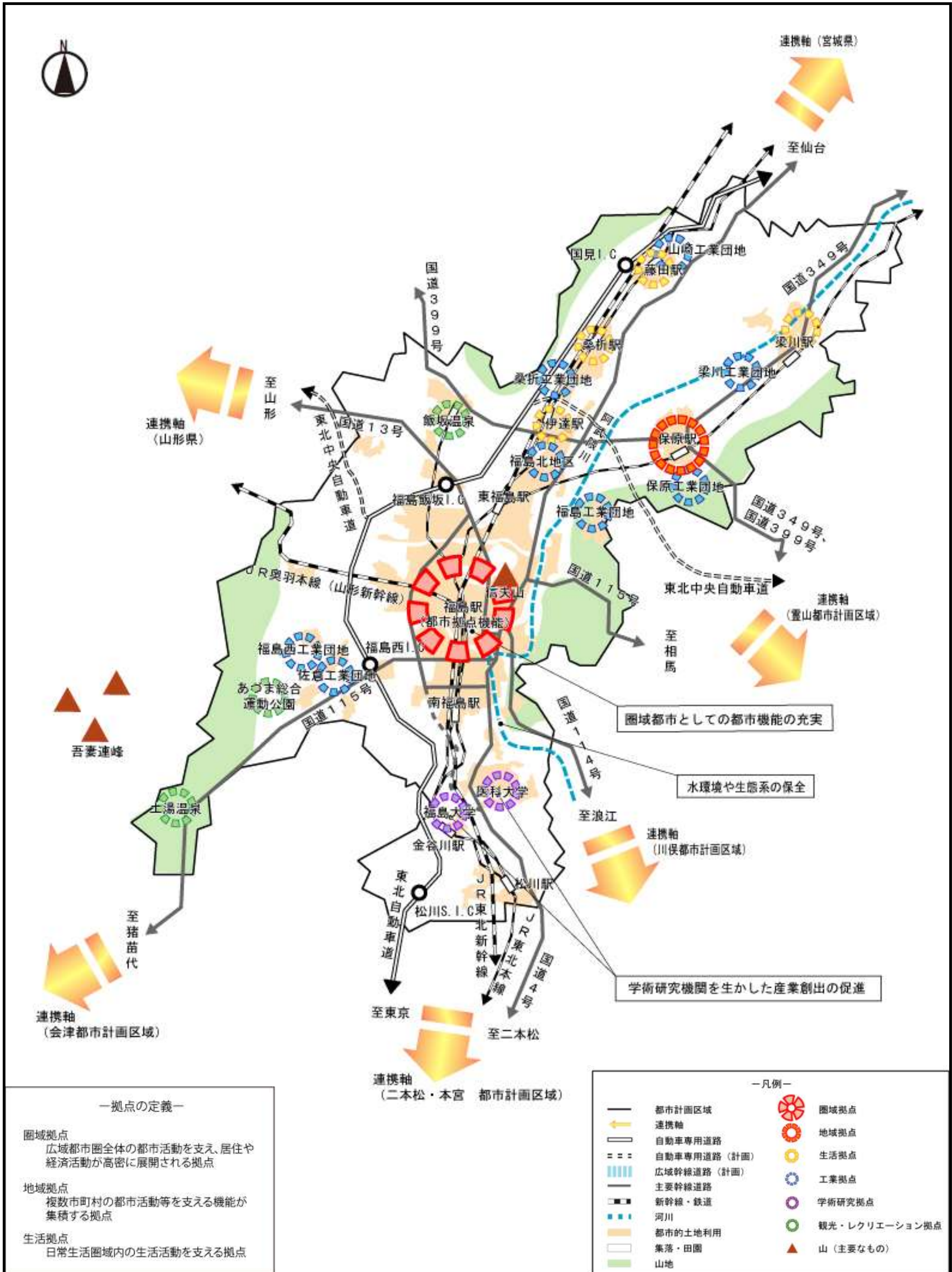
1 都市形成略史年表

2

年	出来事
文治 5 年(1189 年)	源頼朝の奥州攻めに従った常陸国常陸入道念西が、その戦功により伊達郡の地頭となって入部し、伊達氏(伊達朝宗)を名乗る。
天正 19 年(1591 年)	豊臣秀吉による奥州仕置後、会津藩主蒲生氏郷の領地となる。
慶長 3 年(1598 年)	領地替えにより、上杉景勝の領地となる。
寛文 4 年(1644 年)	上杉氏の削封により、幕府の直轄領(天領)となる。
延宝 7 年(1679 年)	大和郡山より本多忠国が入府し、福島藩が成立する。
天和 2 年(1682 年)	再び幕領となる。 陣屋(桑折代官所)が設置される。
天和 3 年(1683 年)	松平氏梁川藩が成立する。
元禄 13 年(1702 年)	板倉重寛が福島藩に就封する。
安永元年(1772 年)	幕府から奥州蚕種本場の免許が与えられる。
明治 4 年(1871 年)	廃藩置県により、福島県が誕生し、福島市が県庁所在地となる。
明治 14 年(1881 年)	甚兵衛火事。
明治 16 年(1883 年)	桑折町に伊達郡役所が移設される。
明治 20 年(1887 年)	東北本線開通(上野—仙台—塩竈間)。福島駅、桑折駅開業。
明治 32 年(1899 年)	奥羽線開通(福島—米沢間)。 日銀出張所(のちの福島支店)の開設。
明治 40 年(1907 年)	市制施行により、福島市となる。
大正 13 年(1924 年)	福島飯坂電車軌道線(現在の福島交通飯坂線)開通(福島—花水坂間)
昭和 4 年(1929 年)	福島都市計画区域指定。
昭和 10 年(1935 年)	福島都市計画区域、用途地域の都市計画決定。
昭和 24 年(1949 年)	伊達都市計画区域、保原都市計画区域、梁川都市計画区域、桑折都市計画区域指定。
昭和 29 年(1954 年)	町村合併促進法によって藤田・小坂・森江野・大木戸・大枝の町村が合併、古戦場で知られる国見山・国見峠の名をとり国見町となる。
昭和 30 年(1955 年)	梁川町、粟野村、五十沢村、富野村、山舟生村、白根村、堰本村の 1 町 6 村が合併し、梁川町となる。 保原町、大田村、上保原村、柱沢村、富成村の 1 町 4 村が合併し、保原町となる。 桑折町、睦合村、伊達崎村、半田村が合併し、桑折町となる。
昭和 31 年(1956 年)	伊達町と伏黒村が合併し、伊達町となる。
昭和 32 年(1957 年)	国見都市計画区域指定。
昭和 36 年(1961 年)	東北本線、福島—仙台間電化開通。
昭和 45 年(1970 年)	福島・伊達・保原・梁川・桑折・国見都市計画区域で、市街化区域及び市街化調整区域を指定。
昭和 46 年(1971 年)	伊達・保原・梁川・桑折・国見都市計画区域で、用途地域の都市計画決定。

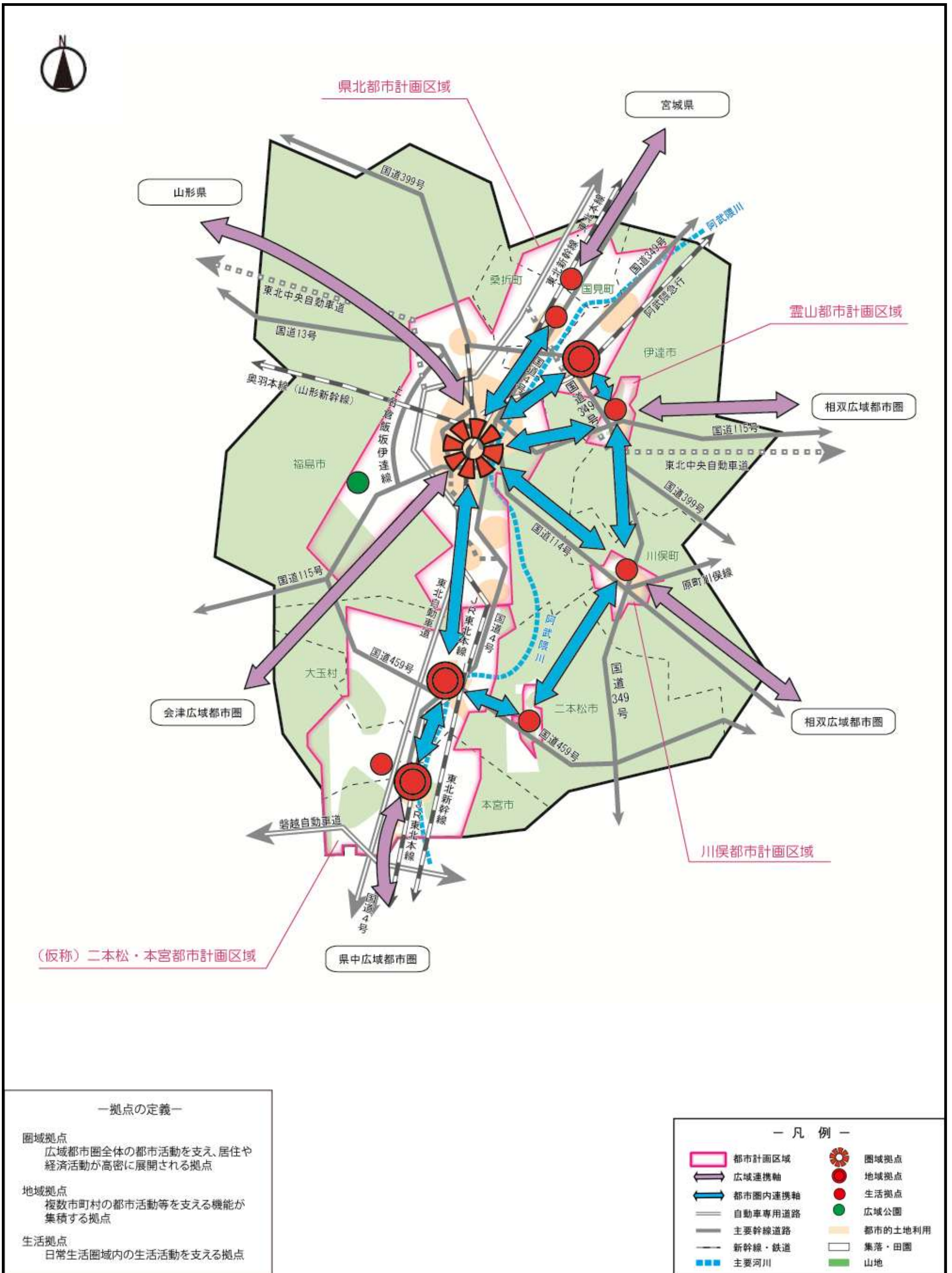
年	出来事
昭和 50 年(1975 年)	東北自動車道の開通。
昭和 57 年(1982 年)	東北新幹線の開業（大宮ー盛岡間）。
昭和 63 年(1988 年)	阿武隈急行線（第 3 セクター）全線開業。
平成 4 年（1992 年）	山形新幹線開業。 福島・伊達・保原・梁川・桑折・国見都市計画区域が一体化し、県北都市計画区域となる。
平成 12 年(2000 年)	福島学院前駅を新設。
平成 18 年(2006 年)	伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町が合併し、伊達市となる。
平成 20 年(2008 年)	飯野町が福島市に合併。
平成 23 年(2011 年)	東日本大震災発災

1  
2



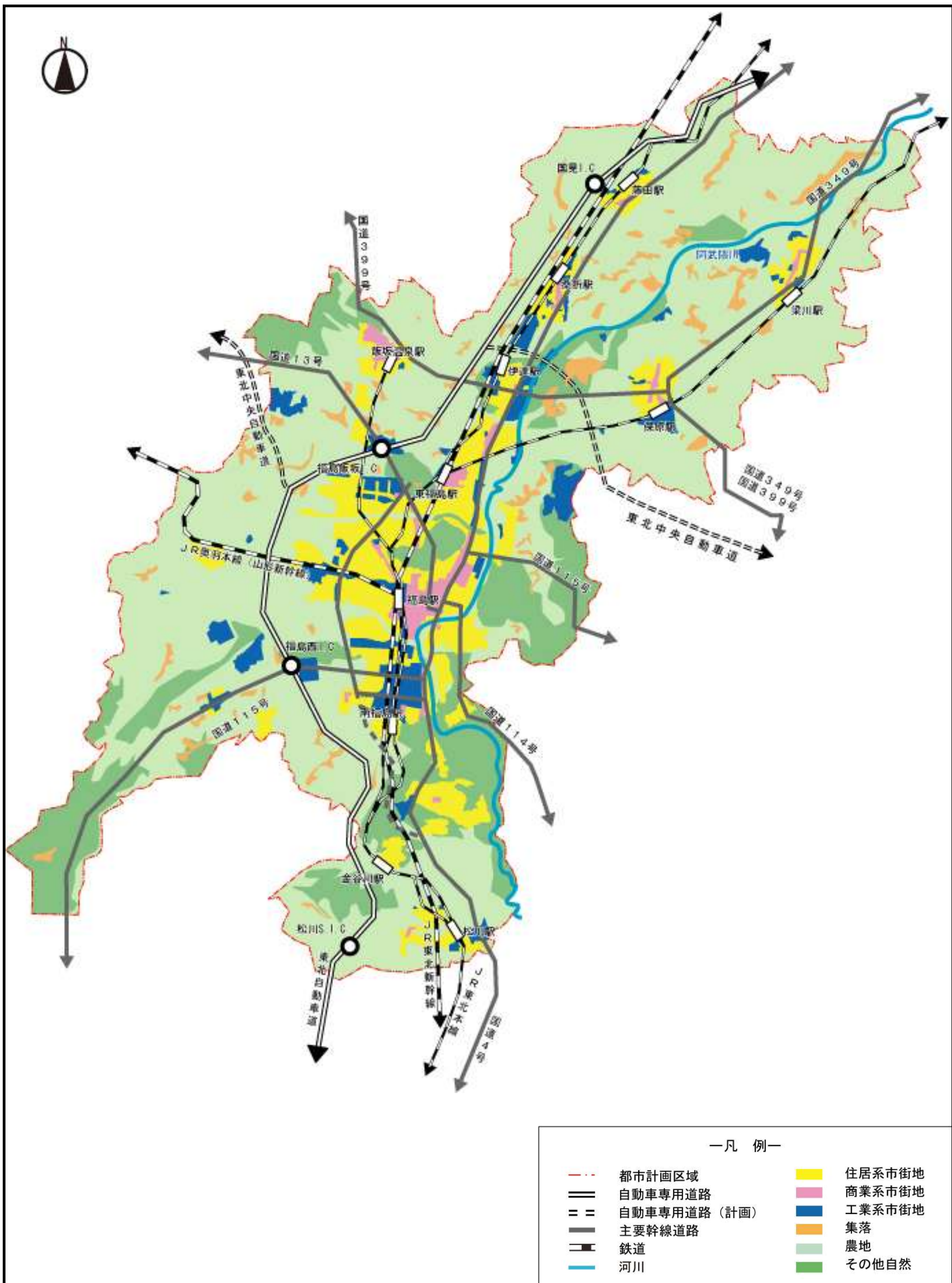
附図1 都市構造図(参考)  
- 県北都市計画区域 -





附図2 広域都市圏構造図（参考）  
-東北広域都市圏-

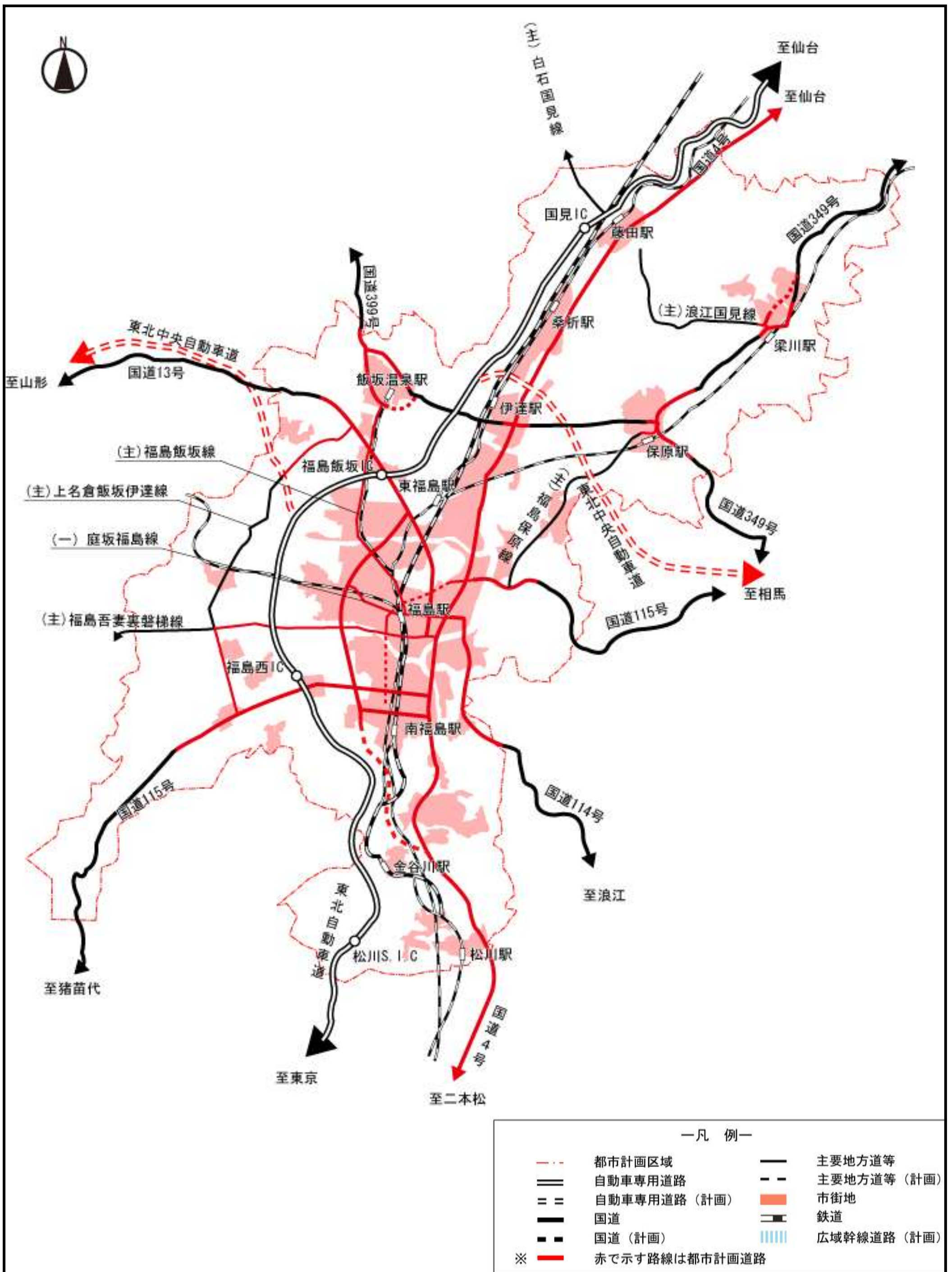




附図3 土地利用方針図 (参考)

- 県北都市計画区域 -

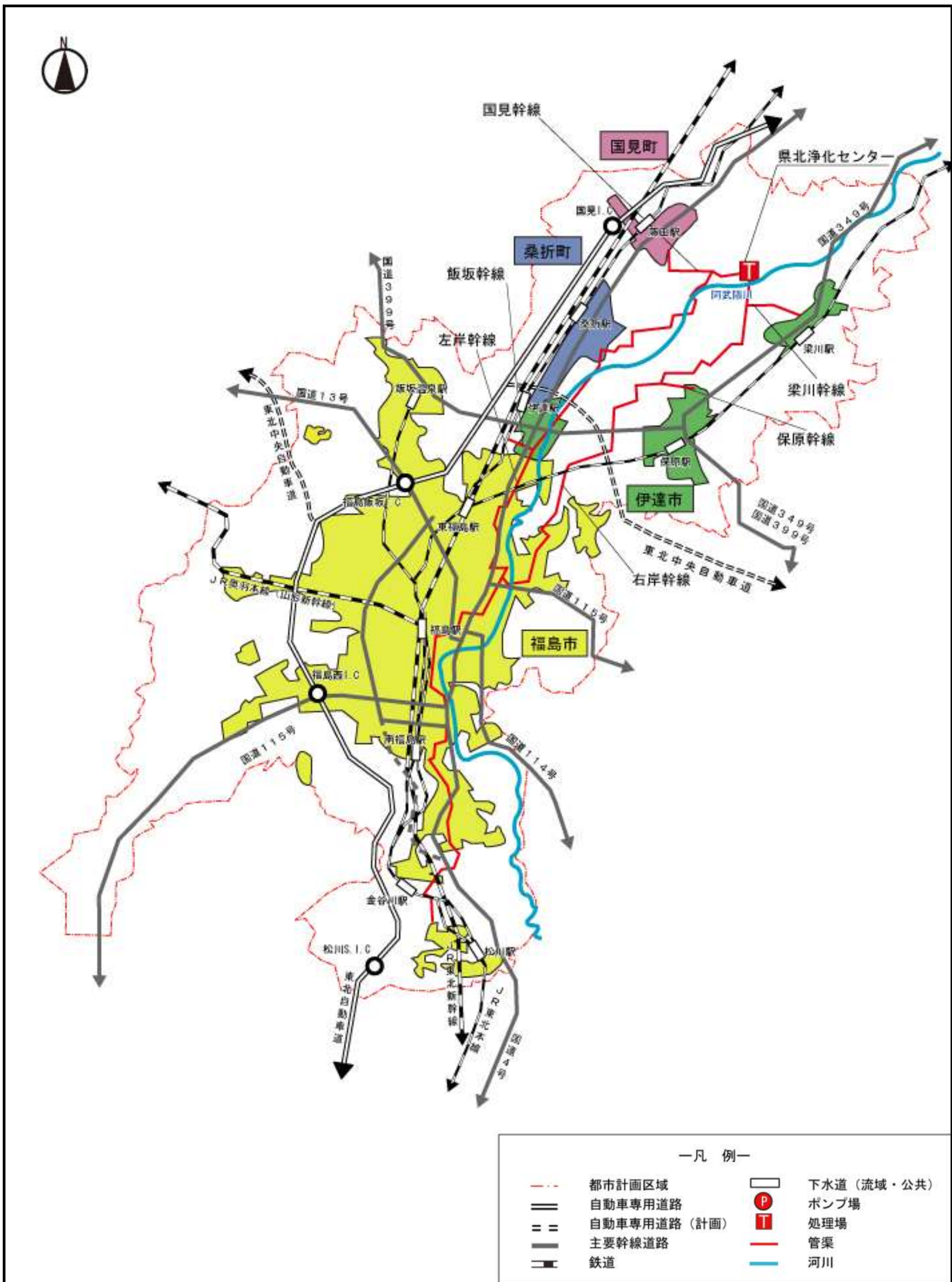




附図4 交通施設方針図 (参考)

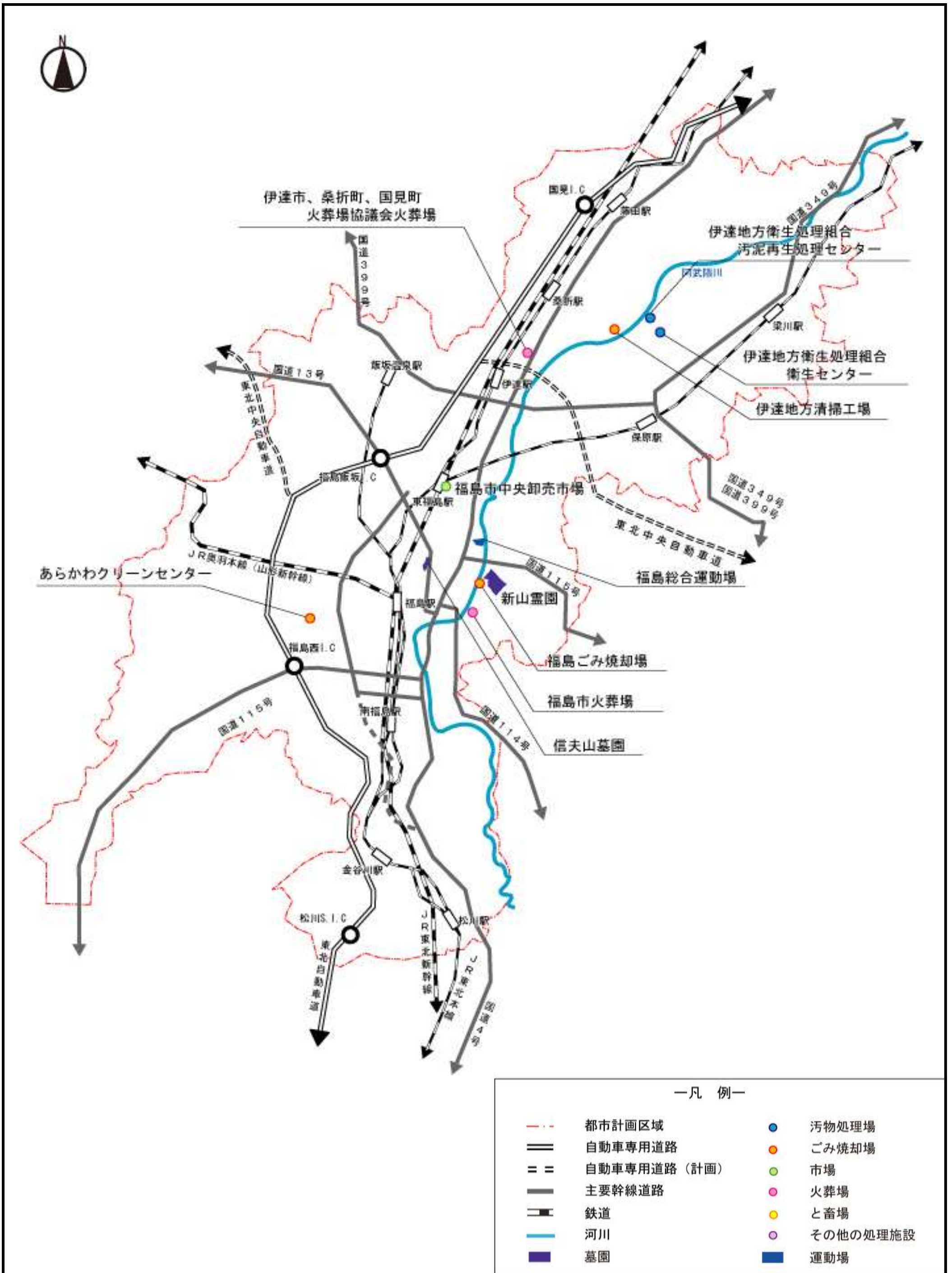
-県北都市計画区域-





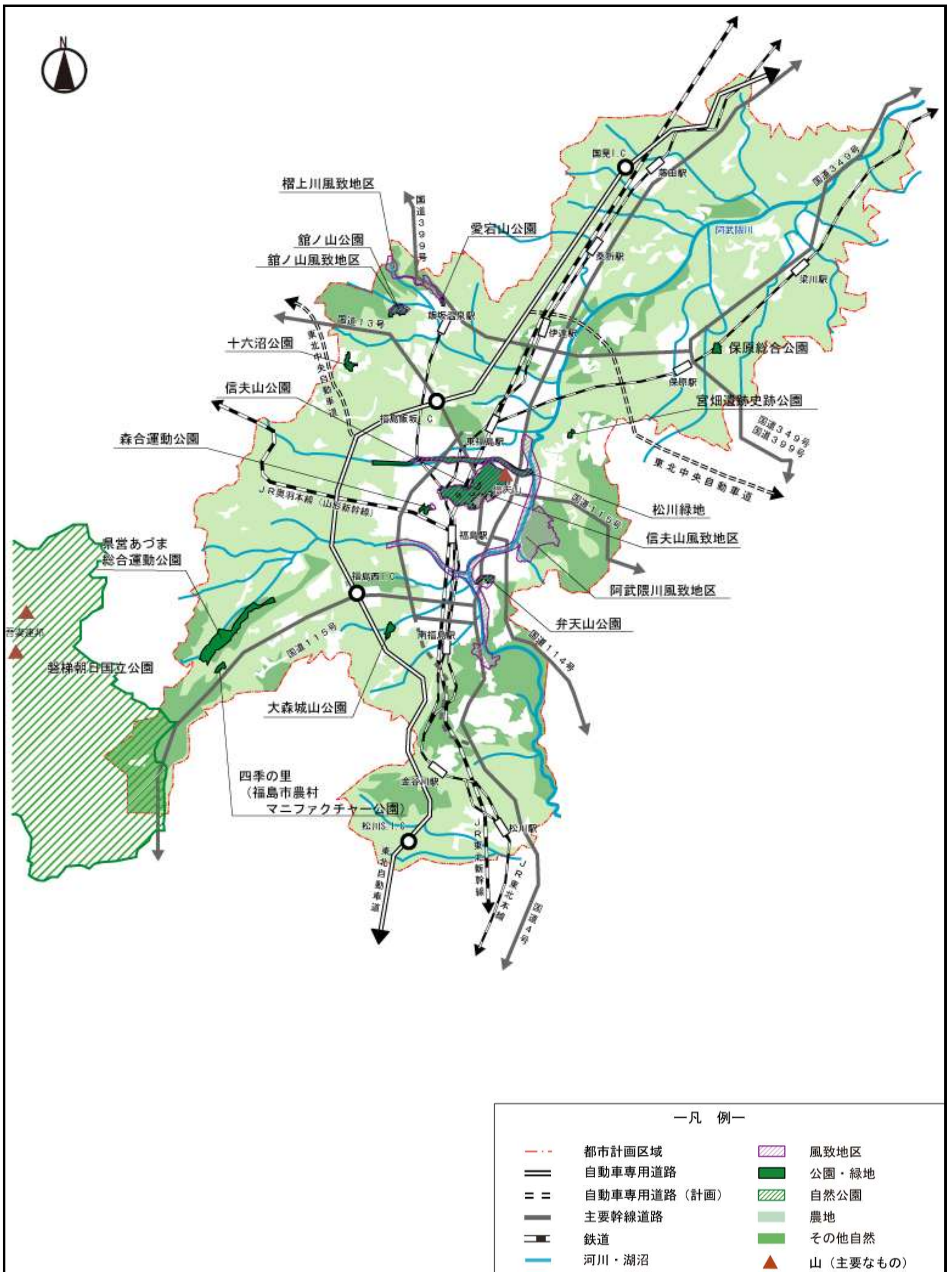
附図5 下水道整備の方針図(参考)  
-県北都市計画区域-





附図6 その他都市施設整備の方針図 (参考)  
- 県北都市計画区域 -





附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図 (参考)  
- 県北都市計画区域 -